

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年 6 月26日
【会社名】	株式会社 住友倉庫
【英訳名】	The Sumitomo Warehouse Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	社長 小野 孝則
【本店の所在の場所】	大阪市北区中之島三丁目 2 番18号
【電話番号】	大阪06 (6444) 1181 (代表)
【事務連絡者氏名】	総務部総務課長 磯 伸哉
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝公園二丁目11番 1 号
【電話番号】	東京03 (6430) 2651 (代表)
【事務連絡者氏名】	東京総務部長兼総務課長 嶋崎 真理
【縦覧に供する場所】	株式会社 住友倉庫 神戸支店 (神戸市中央区江戸町85番地 1) 株式会社 住友倉庫 東京支店 (東京都港区芝大門二丁目 5 番 5 号) 株式会社 住友倉庫 横浜支店 (横浜市中区山下町22番地) 株式会社 住友倉庫 名古屋支店 (名古屋市中区錦一丁目10番20号) 株式会社 東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

平成27年6月24日開催の当社第138期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成27年6月24日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金7円(普通配当6円、特別配当1円)

総額1,250,985,470円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月25日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 2,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 2,000,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 当社の執行役員制度を定款上明確に位置付けるため執行役員に関する規定を新設するとともに、役付取締役に関する規定に所要の変更を行う。

2. 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)の施行により、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間においても責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、これらの取締役及び監査役について、その期待される役割を十分に発揮できるよう責任限定契約に関する規定の変更を行う。

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役として、安部正一、小野孝則、間嶋 弘、小林雅行、小河原弘之、渡邊隆文及び河内悠紀を選任する。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役として、矢吹 治及び荒木喜代志を選任する。

第5号議案 取締役の報酬等の改定(株式報酬型ストックオプション制度の導入)の件

取締役(社外取締役を除く)を対象とする株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額は年額6,000万円以内とすること、また各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に割り当てる新株予約権の数は200個(当社普通株式200千株)を上限とすることなどを決定する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	138,332	3,176	113	(注)1	可決(94.83%)
第2号議案	141,311	196	113	(注)2	可決(96.88%)
第3号議案				(注)3	
安部 正一	126,975	14,433	213		可決(87.05%)
小野 孝則	132,793	8,685	143		可決(91.04%)
間嶋 弘	141,121	357	143		可決(96.75%)
小林 雅行	141,171	307	143		可決(96.78%)
小河原弘之	141,153	325	143		可決(96.77%)
渡邊 隆文	140,129	1,349	143		可決(96.07%)
河内 悠紀	139,265	2,213	143		可決(95.47%)
第4号議案				(注)3	
矢吹 治	136,925	4,558	113		可決(93.89%)
荒木喜代志	141,143	340	113		可決(96.78%)
第5号議案	133,327	8,181	113	(注)1	可決(91.40%)

(注)1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 前記(3)の議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の株主のうち当社が賛成、反対及び棄権の確認ができたものを合計したことにより、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したことから、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。

以上